

議 事 録

第20回多久市農業委員会定例会

1 日 時 令和7年2月4日（火） 9：00～ 9：35

2 場 所 大会議室西（4階）

3 出席委員

1 番 野方 信良	2 番 百崎 善夫
3 番 北島 正章	4 番 永渕 晴彦
5 番 北島 繁安	6 番 陣内 敬
7 番 平山 一信	8 番 白仁田 和幸
9 番 山田 俊哉	10 番 曲渕 啓子
11 番 釘崎 正弘	12 番 田中 英行

4 欠席委員

5 議事日程

- ・第56号議案 農地法第3条による許可申請について
- ・第57号議案 多久市農用地利用集積事業計画（案）について
- ・第58号議案 多久市農業振興地域整備計画の変更にかかる意見等について

6 事務局

局 長 松永 直
次 長 藤瀬英樹
係 長 平野恵美子
主 査 溝上雄一郎

(議長) 永渕会長

議事録署名委員の指名を行います。

9 番 山田委員、10 番 曲渕委員を指名いたします。

(永渕会長)

それでは議事に入ります。

第56号議案農地法第3条による許可申請について、事務局から議案の説明をお願いします。(局長 朗読と説明)

(永渕会長)

委員の皆様から何か質問はありませんか。

(山田委員)

質問というより確認で聞きたいのですが、申請番号2番と3番の売買単価は固定資産評価額か何かですか。何かを参考にしたと思うけれど。

(藤瀬次長)

1番と3番という解釈でよろしいですか。

今回のこの金額に関しまして、当初贈与という形でお金はいらないとのことでの2つ。両方ともお金はいらないということで相場的ではなく、3番については売買、1番については贈与という形をとられているようです。単価的な相場とかではなくて単純なお礼としての金額と聞いている。

(局長)

通常昔が100万、110万とか言ってましたけど、いま一反あたりいいところでも100万から80万かなという体感ではいるが相場的に見ても安いなという思いはしている。

(永渕会長) 他ありませんか(特になし)

(永渕会長)

無いようですので、第56号議案農地法第3条による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。(多数挙手)

多数賛成ですので、第56号議案農地法第3条による許可申請につきましては、原案のとおり決定いたしました。

次に第57号議案多久市農用地利用集積事業計画(案)について、申請番号3番につきましてはA委員が利用権を設定するものとなっており、申請番号5番につきましてはB委員が利用権を設定するものとなっている事案ですので、農業委員会法第31条議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席となります。関係議案終

了後入室・着席をいたします。

(永渕会長)

第５７号議案申請番号３番・５番について、事務局から説明をお願いします。

(局長 朗読と説明)

(永渕会長)

何か質問はございませんか。(特になし)

(永渕会長)

それでは第５７号議案のうち申請番号３番・５番について賛成の方は挙手をお願いいたします。

賛成ですので、第５７号議案のうち申請番号３番・５番については、原案のとおり決定いたしました。

(永渕会長)

申請番号３番・５番以外の説明をお願いします。

(局長 朗読と説明)

(永渕会長)

第５７号議案について何か質問はありませんか。(特になし)

(永渕会長)

第５７号議案について賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成ですので、第５７号議案については、原案のとおり決定いたしました。

(永渕会長)

先日送付しておりました議案書にはありませんでしたが、追加で第５８号議案 意見照会があります。

(永渕会長)

多久市農業振興地域整備計画の変更にかかる意見等について、農林課から議案の説明をお願いします。

(吉木課長補佐 朗読と説明)

(永渕会長) それでは、第５８号議案多久市農業振興地域整備計画の変更に係る意見等について原案に対し、何か質問がある方はお願いいたします。

(山田委員)

異議はないが、申請番号２番のところは今でも水田ではないのか。

(吉木課長補佐)

水田に牧草を加えているような感じで、綺麗に手入れはされている。

(山田委員)

小屋のようなものは建っていないですね。結構前から外してあるのか。

(吉木課長補佐)

小屋については図面 7 ページ、申請地の西隣にたてに道があっておそらくここに建っていて、ここが解かれて太陽光をされていると思う。けれど倉庫が足りないとかそういうことで今回しているのでは。

(山田委員)

申請番号 2 番は除外では。

(吉木課長補佐)

農振の除外です。農振の除外がされれば改めて農地転用ができる。4 条がでて転用となる。種別は県道をまたいでいるが、南側の圃場と一緒に 10 ha 以上の集団的農地となっていて、第 1 種農地となっている。

(永渕会長) 第 58 号議案多久市農業振興地域整備計画の変更にかかる意見等について、原案に対し異議なしの方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成ですので、第 58 号議案については委員会で異議無しをつけて市に回答することにしました。

議事は以上です。

報告事項について

- ・農地の賃貸借契約解約届について
- ・あっせん申出書について
- ・農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について

その他

次回定例会日程について

令和 7 年 3 月 5 日(水) 9:00～
第三委員会室

上記のとおり会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和 年 月 日

会 長

9 番委員

10 番委員